

令和 7 年米子市議会 3 月定例会議案

令和 7 年 2 月 2 7 日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
3	功労者の表彰について	総務管財	功 労 者 19人
4	上下水道事業に係る組織体制の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	調 査	下水道事業について、地方公営企業法の規定の全部を適用させるとともに、水道事業及び下水道事業を通じて上下水道事業管理者を置き、その権限に属する事務を処理するための組織としての上下水道局に再編するため、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするもの 〔主な制定内容〕 1 市長の直近下位の内部組織のうち、上下水道局を廃止することとする。 2 市長の事務部局及び上下水道局の職員の定数を、次のとおり改めることとする。 (1) 市長の事務部局の職員 838人 → 793人 (2) 上下水道局の職員 114人 → 140人 3 下水道事業に関する市長の権限を、上下水道事業管理者に移管するとともに、関係条例の施行に関し必要な事項を、企業管理規程に委任することとする。 4 米子市水道事業審議会の委員の定数を、次のとおり変更することとする。 委員の定数 15人以内 → 12人以内 5 一部改正をする条例 (1) 米子市組織条例 (2) 米子市情報公開条例 (3) 米子市職員の定数に関する条例 (4) 米子市特別職の職員の給与に関する条例 (5) 米子市職員の退職手当の支給に関する条例 (6) 米子市下水道条例 (7) 米子境港都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

			(8) 米子市淀江町公共下水道事業負担金徴収条例 (9) 米子市汚水処理場条例 (10) 米子市都市下水路条例 (11) 米子市農業集落排水施設条例 (12) 米子市農業集落排水事業分担金徴収条例 (13) 米子市防災会議条例 (14) 米子市水道事業の設置等に関する条例 (15) 米子市水道事業給水条例 (16) 米子市水道事業審議会条例 (17) 米子市下水道事業運営審議会条例 (18) 米子市公共下水道特別使用分担金徴収条例 (19) 米子市債権管理条例 (20) 米子市個人情報の保護に関する法律施行条例 6 廃止する条例 米子市下水道事業の設置等に関する条例 〔施行期日〕 令和7年4月1日
5	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	建設企画	法律上市の義務に属する道路の管理の瑕疵^{かし}による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定しようとするもの 事件名 令和5年（ワ）第62号 損害賠償請求事件 係属裁判所 鳥取地方裁判所米子支部 相手方（原告） 兵庫県神戸市中央区在住の個人 相手方（補助参加人） 米子市永江501番地 株式会社特研工業 事故の概要 令和2年8月3日午後3時頃、原告が、自転車を運転して市道別所樋ノ口線を走行していたところ、米子市別所地内において、補助参加人が必要な許可を受けないまま当該市道を使用した結果生じた穴に当該自転車の前輪がはまり、これにより前方に投げ出されて転倒し、外傷等及び後遺障害を負い、並びに当

該自転車を損傷したもの

請求の趣旨

- 1 被告（米子市）は、原告に対し、2469万4679円及びこれに対する令和2年8月3日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因の概要

原告は、令和2年8月3日午後3時頃、被告が管理する市道別所樋ノ口線において、自転車を運転し進行していたところ、当該道路の陥没部分に当該自転車の前輪がはまり、これにより、原告は、つんのめる形で前方に投げ出され、そのまま道路に顔面や体を打ち付けるなどして転倒し、外傷等及び後遺障害を負った。

被告が、本件陥没部分を補修することなく、危険な状態のままとしていたことは、道路の管理の瑕疵に当たる。したがって、被告には、国家賠償法第2条に基づき、原告に対し、生じた損害を賠償する責任がある。

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、損害額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。

和解条項の概要

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として400万円を、令和7年4月末日限り支払う。
- 2 原告は、その余の請求を放棄する。
- 3 補助参加人は、被告に対し、本件解決金として400万円を、被告が補助参加人に対し1の支払の事実を通知した日の翌日から起算して2週間以内に支払う。
- 4 原告、被告及び補助参加人は、次の(1)から(4)までの各点を相互に確認する。
 - (1) 原告と被告との間には、本件に関

			し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないこと。 (2) 被告と補助参加人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないこと。 (3) 原告と補助参加人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないこと。 (4) 上記(1)及び(2)の清算条項が、公租公課（本件に関するものを含む。）に及ぶものではないこと。 5 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。												
6	専決処分について（令和6年度米子市一般会計補正予算（補正第11回））	財 政	処分年月日 令和7年2月19日 明細別紙												
7	米子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	防災安全	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費として消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う際の勤務年数の区分が改められたことに伴い、本市の非常勤消防団員について、退職報償金の勤務年数の区分を見直すことにより、その処遇の改善を図るため、改正しようとするもの 〔改正内容〕 退職報償金の勤務年数の区分に、新たに「35年以上」の区分を追加することとし、その区分における階級に応じた退職報償金の額を、次のとおり定めることとする。 <table><tr><td>(1) 団長</td><td>1,079,000円</td></tr><tr><td>(2) 副団長</td><td>1,009,000円</td></tr><tr><td>(3) 分団長</td><td>949,000円</td></tr><tr><td>(4) 副分団長</td><td>909,000円</td></tr><tr><td>(5) 部長及び班長</td><td>834,000円</td></tr><tr><td>(6) 団員</td><td>789,000円</td></tr></table> 〔施行期日〕 令和7年4月1日	(1) 団長	1,079,000円	(2) 副団長	1,009,000円	(3) 分団長	949,000円	(4) 副分団長	909,000円	(5) 部長及び班長	834,000円	(6) 団員	789,000円
(1) 団長	1,079,000円														
(2) 副団長	1,009,000円														
(3) 分団長	949,000円														
(4) 副分団長	909,000円														
(5) 部長及び班長	834,000円														
(6) 団員	789,000円														

			[参考法令] 1 消防組織法（昭和22年法律第226号） 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号） 3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号） 4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号） 令和6年12月27日公布 令和7年4月1日施行
8	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	調 査	刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例について規定の整理を行うとともに、所要の経過措置を定めるため、制定しようとするもの [制定内容] 1 次に掲げる条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとする。 (1) 米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例 (2) 米子市一般職の職員の給与に関する条例 (3) 米子市職員の退職手当の支給に関する条例 (4) 米子市消防団の設置等に関する条例 (5) 米子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (6) 米子市水道事業給水条例 (7) 米子市個人情報の保護に関する法律施行条例 (8) 示威行進及び集団示威運動に関する条例 2 この条例の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する法令の規定の適用等について、所要の経過措置を定めることとする。 [施行期日]

			令和 7 年 6 月 1 日 [参考法令] 1 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号） 令和 4 年 6 月 17 日公布 令和 7 年 6 月 1 日施行（一部施行日別途） 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号） 令和 4 年 6 月 17 日公布 令和 7 年 6 月 1 日施行（一部施行日別途）
9	米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、及び同法の一部改正の内容を踏まえ、本市の職員について、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大し、及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るための所要の改正を行おうとするもの [改正内容] 1 子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（現行：3 歳に満たない子を養育する職員）に改めることとする。 2 任命権者は、職員が介護についての申出をしたときは、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）について知らせるとともに、当該職員の意向を確認するための措置を講じなければならないこととする。 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

			(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 〔施行期日〕 令和7年4月1日 〔参考法令〕 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号） 令和6年5月31日公布 令和7年4月1日施行（一部施行日別途）
10	米子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職員	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等による国家公務員等の旅費制度の改正に準じ、本市の職員及び当該職員以外の者に支給する費用弁償及び旅費（以下「旅費」と総称する。）の額並びにその支給方法について所要の整備を行うため、改正しようとするもの 〔主な改正内容〕 1 市が旅行役務提供契約に基づき旅行業者等に支払うべき金額があるときは、旅行者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行業者等に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができることとする。 2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とすることとし、それらの内容を定めることとする。 3 市長は、旅行者又は旅行業者等がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて、その後の給与又は旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとする。 4 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対し、この条例の執行の状況に関する報告若しくは資料の提

			出を求め、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができることとする。 〔施行期日〕 令和7年4月1日 〔参考法令〕 1 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） 2 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号） 令和6年5月15日公布 令和7年4月1日施行 3 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号） 令和6年9月26日公布 令和7年4月1日施行 4 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号） 5 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号） 令和6年12月20日制定 令和7年4月1日施行																		
1 1	米子市淀江温浴施設条例の一部を改正する条例の制定について	淀江振興	米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）の入浴施設の使用料を改めるほか、所要の整備を行うため、改正しようとするもの 〔主な改正内容〕 入浴施設の使用料を、次のとおり改めることとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 使用料の額</th><th rowspan="2">改正後</th><th colspan="2">改正前</th></tr> <tr> <th>個人</th><th>団体※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳以上の児童</td><td>560円</td><td>410円</td><td>370円</td></tr> <tr> <td>中学校及び高等学校の生徒</td><td>860円</td><td>630円</td><td>580円</td></tr> <tr> <td>一般</td><td>1,000円</td><td>730円</td><td>680円</td></tr> </tbody> </table> ※10人以上の団体である場合の1人当たりの額 〔施行期日〕 令和7年4月1日	区分 \ 使用料の額	改正後	改正前		個人	団体※	3歳以上の児童	560円	410円	370円	中学校及び高等学校の生徒	860円	630円	580円	一般	1,000円	730円	680円
区分 \ 使用料の額	改正後	改正前																			
		個人	団体※																		
3歳以上の児童	560円	410円	370円																		
中学校及び高等学校の生徒	860円	630円	580円																		
一般	1,000円	730円	680円																		

1 2	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 一	令和4年11月1日から令和7年3月31日までの間の時限措置として、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機（キオスク端末）による個人番号カードを用いた各種証明書の交付（コンビニ交付）を受ける場合の手数料を引き下げていたところ、当該期間の経過後においても、当該引き下げた後の額をもって当該手数料の額とすることにより、コンビニ交付の利用を促進し、本市における更なるデジタル・トランスフォーメーションを推進するため、所要の改正を行おうとするもの 〔改正内容〕 多機能端末機により次に掲げる書類の交付を受ける場合の手数料の額を、令和4年11月1日から令和7年3月31日までの間における時限措置としての引下げ後の額をもって定めることとし、これに伴い、当該時限措置に関する規定を削除することとする。 <table><tr><th>書類の区分</th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td>戸籍証明書</td><td>300 円 (現行額)</td><td>350 円</td></tr><tr><td>所得（課税）証明書</td><td rowspan="4">200 円 (現行額)</td><td rowspan="4">250 円</td></tr><tr><td>住民票の写し</td></tr><tr><td>戸籍の附票の写し</td></tr><tr><td>印鑑登録証明書</td></tr></table> 〔施行期日〕 令和7年4月1日	書類の区分	改正後	改正前	戸籍証明書	300 円 (現行額)	350 円	所得（課税）証明書	200 円 (現行額)	250 円	住民票の写し	戸籍の附票の写し	印鑑登録証明書
書類の区分	改正後	改正前													
戸籍証明書	300 円 (現行額)	350 円													
所得（課税）証明書	200 円 (現行額)	250 円													
住民票の写し															
戸籍の附票の写し															
印鑑登録証明書															
1 3	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保険年金	国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の賦課限度額の引上げ及び低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象世帯に係る所得判定基準の改正が行われることに伴う所要の整備を行うため、改正しようとするもの 〔改正内容〕 1 国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を次のとおり引き上げることとする。 (1) 基礎賦課額												

			65万円 → 66万円 (2) 後期高齢者支援金等賦課額 24万円 → 26万円 2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減の対象となる世帯の所得を判定する基準について、被保険者等の数に乗ずる金額を次のとおり引き上げることとする。 (1) 5割軽減対象世帯に係るもの 29万5,000円 → 30万5,000円 (2) 2割軽減対象世帯に係るもの 54万5,000円 → 56万円 〔施行期日〕 令和7年4月1日 〔参考法令〕 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号） 令和7年2月7日公布 令和7年4月1日施行
14	米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	固定資産税 経済戦略	米子流通業務地区及び米子境港都市計画娯楽・レクリエーション地区の全ての区画における企業立地が完了したことに伴い、これらの地区において企業立地を行う事業者に対する固定資産税の課税免除の制度を廃止するため、所要の整備を行おうとするもの 〔改正内容〕 1 米子流通業務地区内及び米子境港都市計画娯楽・レクリエーション地区内における企業立地に係る固定資産税の課税の免除に関する規定を削除することとする。 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定による固定資産税の課税の免除を受け、又は受けることができることとなった固定資産に係る固定資産税の課税の免除については、なお従前の例によることとする。 〔施行期日〕 公布の日 〔参考法令〕

			地方税法（昭和25年法律第226号）
1 5	米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	こども政策	国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、施設に係る重要事項の書面掲示の義務付け及び電磁的方法により書面等を提供する場合に用いる記録媒体について見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの 〔改正内容〕 1 特定教育・保育施設は、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、書面の掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。 2 この条例の規定による書面等の交付又は提出に代えて、当該書面等の記載事項を電磁的方法により提供する場合に用いる記録媒体について、「磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物」とあるのを、「電磁的記録媒体」に改めることとする。 〔施行期日〕 公布の日 〔参考法令〕 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号） 2 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号） 令和5年12月26日制定・施行（一部施行日別途）
1 6	米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	こども政策	栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験において、管理栄養士養成施設の卒業者については栄養士免許の取得を要しないこととされたことを踏まえ、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正さ

			れたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの 〔改正内容〕 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際の要件において、献立等についての指導等必要となる配慮を行う者として、栄養士に加え、管理栄養士を定めることとする。 〔施行期日〕 令和7年4月1日 〔参考法令〕 1 栄養士法（昭和22年法律第245号） 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号） 令和6年6月19日公布 令和7年4月1日施行（一部施行日別途） 3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号） 4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号） 令和6年11月29日制定 令和7年4月1日施行
17	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建築相談	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、全ての建築物について建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられたことに伴う所要の整備を行うとともに、受益と負担の公平を図るため、同法及び建築基準法に基づく事務に係る手数料の額を改定しようとするもの 〔主な改正内容〕 1 建築物の建築等の確認申請に対する審査について、手数料の額を引き上げるとともに、仕様基準による評価を併せて行う場合の手数料の額を定めることとする。

(1) 手数料の額の引上げ

手数料の額（床面積の合計に応じて1件につき）	
改正後	改正前
9,000円～694,000円	5,000円～460,000円

(2) 仕様基準による評価を併せて行う場合
の手数料の新設

手数料の額（床面積の合計に応じて1件につき）	
一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外の住宅
22,000円～708,000円	34,000円～852,000円

2 建築物の完了検査に係る手数料の額を引
き上げることとする。

手数料の額（床面積の合計に応じて1件につき）			
特定工程を含まない		特定工程を含む	
改正後	改正前	改正後	改正前
26,000円～ 706,000円	10,000円～ 380,000円	24,000円～ 702,000円	9,000円～ 370,000円

3 建築物の中間検査に係る手数料の額を引
き上げることとする。

手数料の額（床面積の合計に応じて1件につき）	
改正後	改正前
14,000円～344,000円	9,000円～330,000円

4 建築設備の確認申請に対する審査に係る
手数料の額を、新たに建築設備の設置の確
認を受ける場合については1件につき
24,000円（現行：9,000円）に、確認を受
けた建築設備の計画を変更する場合につい
ては1件につき11,000円（現行：5,000
円）に、それぞれ引き上げることとする。

5 建築設備の完了検査に係る手数料の額
を、1件につき38,000円（現行：13,000
円）に引き上げることとする。

6 工作物の確認申請に対する審査に係る手
数料の額を、新たに工作物の築造の確認を
受ける場合については1件につき18,000円
（現行：8,000円）に、確認を受けた工作
物の計画を変更する場合については1件に
つき8,000円（現行：4,000円）に、それぞ
れ引き上げることとする。

7 工作物の完了検査に係る手数料の額を、
1件につき30,000円（現行：9,000円）に
引き上げることとする。

8 建築物エネルギー消費性能適合性判定について、手数料の額を引き上げるとともに、住宅部分に係る手数料の額を定めることとする。

(1) 手数料の額の引上げ

区分	手数料の額 (床面積の合計に応じて1件につき)			
	標準評価法		簡易評価法	
	改正後	改正前	改正後	改正前
非住宅部分（工場等以外）	238,000円～ 914,000円	214,000円～ 820,000円	91,000円～ 455,000円	82,000円～ 409,000円
非住宅部分（工場等）	24,000円～ 241,000円	21,000円～ 216,000円	20,000円～ 231,000円	18,000円～ 207,000円

(2) 住宅部分に係る手数料の新設

区分	手数料の額 (床面積の合計に応じて1件につき)		
	標準評価法	併用評価法	簡易評価法
一戸建ての住宅	36,000円～ 40,000円	27,000円～ 29,000円	18,000円～ 20,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	72,000円～ 294,000円	53,000円～ 228,000円	34,000円～ 163,000円

9 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査について、手数料の額を引き上げるとともに、住宅部分について併用評価法により認定する場合の手数料の額を定めることとする。

(1) 手数料の額の引上げ

区分	手数料の額 (床面積の合計に応じて1件につき)					
	標準評価法		簡易評価法		適合証添付あり	
	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前
住宅部分（一戸建ての住宅）	36,000円～ 40,000円	31,000円～ 35,000円	18,000円～ 20,000円	16,000円～ 17,000円	5,000円	4,000円
住宅部分（一戸建ての住宅以外の住宅）	72,000円～ 294,000円	63,000円～ 257,000円	34,000円～ 163,000円	30,000円～ 143,000円	10,000円～ 84,000円	9,000円～ 74,000円

			<table><tr><td>非住宅部分</td><td>238,000円～ 914,000円</td><td>208,000円～ 799,000円</td><td>91,000円～ 455,000円</td><td>80,000円～ 398,000円</td><td>10,000円～ 210,000円</td><td>9,000円～ 184,000円</td></tr></table> (2) 併用評価法により認定する場合の手数料の新設 <table><tr><th>区分</th><th>手数料の額 (床面積の合計に応じて1件につき)</th></tr><tr><td>住宅部分（一戸建ての住宅）</td><td>27,000円～29,000円</td></tr><tr><td>住宅部分（一戸建ての住宅以外の住宅）</td><td>53,000円～228,000円</td></tr></table> 10 建築物エネルギー消費性能基準に適合することについての認定申請に対する審査に係る手数料を廃止することとする。 〔施行期日〕 令和7年4月1日 〔参考法令〕 1 建築基準法（昭和25年法律第201号） 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） 3 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号） 令和4年6月17日公布 令和7年4月1日施行（一部施行日別途）	非住宅部分	238,000円～ 914,000円	208,000円～ 799,000円	91,000円～ 455,000円	80,000円～ 398,000円	10,000円～ 210,000円	9,000円～ 184,000円	区分	手数料の額 (床面積の合計に応じて1件につき)	住宅部分（一戸建ての住宅）	27,000円～29,000円	住宅部分（一戸建ての住宅以外の住宅）	53,000円～228,000円
非住宅部分	238,000円～ 914,000円	208,000円～ 799,000円	91,000円～ 455,000円	80,000円～ 398,000円	10,000円～ 210,000円	9,000円～ 184,000円										
区分	手数料の額 (床面積の合計に応じて1件につき)															
住宅部分（一戸建ての住宅）	27,000円～29,000円															
住宅部分（一戸建ての住宅以外の住宅）	53,000円～228,000円															
18	米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	上下水道局	本市の企業職員に対して支給する管理職員特別勤務手当の支給要件について見直すとともに、会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員に対して諸手当を支給することとするため、所要の規定の整備を行おうとするもの 〔改正内容〕 1 管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日 に勤務した場合における管理職員特別勤務手当の支給の対象となる時間を、午後10時から翌日の午前5時までの間（現行：午前零時から午前5時までの間）に改めること													

			とする。 2 会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとするほか、所要の規定の整理を行うこととする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当を支給することとする。 〔施行期日〕 令和7年4月1日（2については、公布の日） 〔参考法令〕 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号） 令和6年12月25日公布・施行（一部施行日別途）
19	米子市水道布設工事監督者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道布設工事監督者の資格を定める条例及び米子市水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について	上下水道局	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の規定の整備が行われることに伴う水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について見直しが行われたことに伴い、本市の水道事業における当該資格要件について所要の整備を行うため、改正しようとするもの 〔主な改正内容〕 1 米子市水道布設工事監督者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道布設工事監督者の資格を定める条例の一部改正関係 水道布設工事監督者に係る資格要件について、次のとおり見直すこととする。 (1) 必要とする技術上の実務経験年数について、その半分は、工業用水道、下水道、道路及び河川に関する実務経験年数を算入することができることとする。 (2) 衛生工学又は水道工学に関する学科目の履修をもって、技術上の実務経験年数を1年間短縮する取扱いを廃止することとする。 (3) 資格要件の区分として、大学等において機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業したことを加えることとする。 (4) 資格要件の区分として、1級土木施工管理技術検定に合格したことを加えることとする。

			2 米子市水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正関係 水道技術管理者に係る資格要件の区分として、技術士（上下水道部門）の二次試験又は1級土木施工管理技術検定に合格したことを加えることとする。 〔施行期日〕 令和7年4月1日 〔参考法令〕 1 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号） 令和5年5月26日公布 令和6年4月1日施行（一部施行日別途） 2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号） 令和6年3月29日公布 令和6年4月1日施行（この条例による一部改正に係る部分は、令和7年4月1日施行） 3 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号） 令和6年3月29日制定 令和6年4月1日施行（この条例による一部改正に係る部分は、令和7年4月1日施行） 4 水道法施行令（昭和32年政令第336号） 5 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
20	第4次米子市総合計画の基本構想の変更について	総合政策	第4次米子市総合計画の基本構想を変更しようとするもの 変更後の計画期間 令和7年度から令和11年度まで

2 1	財産の無償譲渡について	農 林	次に掲げる造林木を無償譲渡しようとするもの 1 対象財産 (1) 所在 日野郡日野町本郷字鍛冶屋原ノ上ミ1851番3 (2) 樹種及び数量 ア スギ 8,604本 イ ヒノキ 8,399本 2 相手方 日野郡日野町本郷836番地 本郷牧野農業協同組合
2 2	財産の取得について	学校教育	次のとおり財産を取得しようとするもの 1 財産の表示 令和7年度前期中学校教師用教科書及び指導書 2 取得の目的 中学校における学習活動の充実及び教師の指導力の向上を図るための資料として取得する。 3 数量、取得価額及び相手方 (1) 数 量 教師用教科書 271冊 教師用指導書 137冊 取得価額 782万8,282円 相 手 方 米子市錦町三丁目77番地3 株式会社今井書店米子支店 (2) 数 量 教師用教科書 70冊 教師用指導書 43冊 取得価額 257万8,877円 相 手 方 米子市万能町167番地 有限会社杉島書店 (3) 数 量 教師用教科書 479冊 教師用指導書 276冊 取得価額 1,738万2,439円 相 手 方 米子市錦町三丁目77番地3 鳥取県教科図書販売株式会社 4 数量及び取得価額の合計 数 量 教師用教科書 820冊

			教師用指導書 456冊 取得価額 2,778万9,598円
23	市道の路線の認定について	建設企画	「佐陀新田18号線」ほか11路線を新たな市道として認定しようとするもの
24	市道の路線の変更について	建設企画	市道「自衛隊米子駐とん地線」ほか1路線の起点及び市道「前谷両三柳2号線」ほか1路線の終点を変更しようとするもの
25	令和6年度米子市一般会計補正予算（補正第12回）	財政	明細別紙
26	令和6年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第3回）	財政	明細別紙
27	令和6年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
28	令和6年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第5回）	財政	明細別紙
29	令和6年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第3回）	財政	明細別紙
30	令和6年度米子市水道事業会計補正予算（補正第1回）	上下水道局	明細別紙
31	令和6年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第5回）	下水道企画	明細別紙
32	令和7年度米子市一般会計予算	財政	明細別紙
33	令和7年度米子市国民健康保険事業特別会計予算	財政	明細別紙
34	令和7年度米子市土地取得事業特別会計予算	財政	明細別紙
35	令和7年度米子市駐車場事業特別会計予算	財政	明細別紙

36	令和7年度米子市市営墓地事業 特別会計予算	財政	明細別紙
37	令和7年度米子市介護保険事業 特別会計予算	財政	明細別紙
38	令和7年度米子市後期高齢者医 療特別会計予算	財政	明細別紙
39	令和7年度米子市米子インター 周辺工業用地整備事業特別会計 予算	財政	明細別紙
40	令和7年度米子市米子インター 西産業用地整備事業特別会計予 算	財政	明細別紙
41	令和7年度米子市水道事業会計 予算	上下水道 局	明細別紙
42	令和7年度米子市下水道事業会 計予算	下水道企 画	明細別紙

(追加予定議案)

	米子市消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例の制 定について	防災安全	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定 める政令の一部が改正され、市町村が行う非常 勤消防団員等の損害補償に要する経費として消 防団員等公務災害補償等共済基金から市町村に 支払われる額について見直しが行われることに 伴い、所要の整備を行おうとするもの
	監査委員の選任について	職員	任期満了によるもの 1人
	教育委員会委員の任命について	職員	任期満了によるもの 1人
	公平委員会委員の選任について	職員	任期満了によるもの 1人